

二次健康診断等給付の概要

1 概要

二次健康診断等給付は、事業者及び労働者に義務づけられた健康診断（労働者安全衛生法第66条第1項及び第5項）のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付するもの（全額事業主負担で賄われる労災保険給付）。

2 給付方法

労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所において、直接二次健康診断及び特定保健指導を給付する現物給付方式。

3 内容

(1) 対象者

一次健康診断において、脳・心臓疾患に関連する以下の検査の項目のいずれについても異常の所見があると診断された労働者。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ BMI（肥満度）の測定

(2) 給付内容

- ① 二次健康診断：脳血管及び心臓の状態を把握するため必要な検査。
 - ・空腹時血中脂質検査
 - ・空腹時血糖値検査
 - ・ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査
 - ・負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方
 - ・頸部超音波検査（頸部エコー検査）
 - ・微量アルブミン尿検査
- ② 特定保健指導：二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導。
 - ・栄養指導
 - ・運動指導
 - ・生活指導

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

労災保険二次健康診断等給付支払状況

	件数	金額
13年度	3,187件	91,266千円
14年度	10,633件	300,769千円
15年度	12,606件	357,021千円
16年度	15,687件	448,169千円
17年度	16,518件	473,717千円

(厚生労働省調べ)